



# 確定申告のお知らせ

## 令和元年分社会保険料控除額通知書について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「令和元年分社会保険料控除額通知書」は、1月下旬に発送を予定していますので、申告に必ずお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書は、日本年金機構から郵送されます。

## パソコン・スマホから確定申告

○手順

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」へアクセス
- ② 申告書を作成
- ③ 申告書を提出（申告書の提出はe-Tax（データ送信）をご利用ください。）

○マイナンバーカードを使って送信（マイナンバー方式）

マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

○IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式）

平成30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したIDとパスワードが必要です。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※確定申告書を印刷して郵送などで税務署へ提出することも可能です。

## スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、スマートフォンやタブレット端末の専用画面を利用して

きる人の範囲が広がりました。

## ▼対象

- ・年金収入や副業等の雑所得がある人
- ・2か所以上の給与所得がある人 など

※右記以外の人もスマートフォン等を利用してパソコン版で申告書の作成は可能です。

○スマートフォン・タブレット専用画面を利用する人は左記QRコードを読み込んでください。



## 社会保険・税番号（マイナンバー）制度について

確定申告書の提出の都度、「マイナンバー（12桁）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です

○本人確認書類の例

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバー通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※平成30年1月以降、一部の手続きで番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

## 医療費控除について

医療費の領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から医療費の領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

「医療費控除の明細書」の様式および記入例は、国税庁ホームページにあります。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※税務署・市役所から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。

※医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※原則、確定申告（医療費控除の追加）をする場合、「医療費控除の明細書」がないと受付できません。

## 住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会のご案内

▼とき 2月7日(金)～14日(金)（土・日曜日、祝日を除く）

▼ところ 刈谷税務署

▼対象 令和元年（平成31年）中に住宅ローン等を利用して自宅を新築または購入した人

▼申込み 刈谷税務署へ電話で「住宅説明会の申込み希望」と伝えていただき、併せて氏名・住所・相談内容等をお伝えください。

※申込み状況によっては希望の相談日に添えない場合があります。

※電話受付は月～金曜日（祝日を除く）

の午前9時～午後5時です。

## 消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談のご案内

▼とき 3月16日(月)～31日(火)（土・日曜日、祝日を除く） 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

▼ところ 刈谷税務署

## 令和元年中の所得税の申告納税関係のご案内

### ▶ 申告期限・納付期限

- ・申告所得税および復興特別所得税 3月16日(月)
- ・贈与税 3月16日(月)
- ・消費税および地方消費税（個人事業者） 3月31日(火)

### ▶ 振替納付日

- ・申告所得税および復興特別所得税 4月21日(火)
- ・消費税および地方消費税（個人事業者） 4月23日(木)



**市役所での所得税の確定申告の受付について**

税務課 市民税係 (☎95-0116)

▼開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)  
(土・日、祝日を除く) 午前9時～11時、午後1時～4時

※午前の受付については、会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

▼開設場所 市役所3階 第2・3会議室

▼確定申告・市県民税申告に必要な持ち物(令和元年分のみ)  
本号2ページの「確定申告に必要な持ち物」と同じですので、ご参照ください。

■市役所会場で確定申告書を作成できる人

申告する所得(収入)が給与所得、公的年金等の雑所得の場合など(確定申告書様式A様式の人)は出張申告会場および市役所申告会場で所得税の確定申告の相談・受付をします。

なお、次の①～⑩に該当する人は出張申告会場および市役所会場で相談を受け付けていませんので、刈谷税務署へご相談ください。

- ① 営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人(確定申告様式Bの人)
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける人
- ③ 個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
- ④ 仮想通貨に関する所得を申告する人
- ⑤ 令和元年(平成31年)中に贈与を受けた人

- ⑥ 通訳を要する人
  - ⑦ 外国に居住する親族を扶養している人
  - ⑧ 知立市に居住がない人
  - ⑨ 過年度(令和元年分以外の年分)の確定申告をする人
  - ⑩ 修正申告・更正の請求をする人
- ※相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については刈谷税務署へご相談ください。
- ※3月16日(月)に申告受付で納税となる人は、金融機関の営業時間の都合上、納付書で納付いただけない場合があります。その際は、口座振替で受け付けますので、通帳印と口座番号の分かるものをお持ちください。

**市民税・県民税の申告について**

■市民税・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、市内在住で次の①～④に該当する人  
※ただし、所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は申告の必要はありません。

- ① 給与所得者  
給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
- ② 年金所得者  
2か所以上から給与を受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人
- ③ 公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人
- ④ 公的年金等以外の所得があり、その

金額が20万円以下の人  
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の計算のために申告が必要となる場合があります。

【例】年金収入400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、生命保険料や地震保険料等の控除(年金の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除)を住民税の計算に含める場合は市民税・県民税の申告が必要になります。

- ③ 営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人で所得税額が発生しない人
- ④ 昨年中収入のなかった人および非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみで次に該当する人

・国民健康保険に加入している人  
※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。  
・同世帯内の親族の税法上の扶養になっていない人  
・市民税・県民税の所得証明が必要な人

■市民税・県民税申告書の送付  
昨年の申告時に、申告書の送付を希望された人に1月下旬の発送を予定しています。申告書は申告会場および市役所税務課窓口にも用意しています。

■市民税・県民税申告書の提出について  
提出のみの場合は、市役所税務課窓口の提出箱に投函してください。郵送で提出される場合は、市役所税務課宛に送付してください。

－市民税・県民税の出張申告会場－

▶問合せ 税務課 市民税係 (☎95-0116)

【出張申告会場】 ▶とき 午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分

とき	ところ
1月30日(木)	保健センター2階 検診室
1月31日(金)	文化会館2階 ワークショップ室
2月3日(月)	福祉の里ハツ田3階 視聴覚室
2月4日(火)	西丘コミュニティセンター 集會室
2月5日(水)	知立文化広場 第1研修室

【注意事項】

- ・午前の受付については、会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。
- ・申告書の作成に要する時間も考慮してご来場ください。なお、受付時間内にお越しただけでない場合は受付できません。また、申告会場は大変混雑します。待ち時間が長くなる場合もありますのでご了承ください。

※出張申告期間中(1月30日～2月5日)は、担当職員が各会場へ出向き、不在となるため市役所での相談はできません。  
※各出張申告会場の開館時間を予めご確認のうえお越しください。開館時間外は入場できませんのでご注意ください。



## 確定申告のお知らせ

### 東海税理士会 令和元年度確定申告相談会のお知らせ

東海税理士会による確定申告相談会（無料）を開催します。確定申告に必要な書類（マイナンバーが分かるものを含む。）をご持参のうえご来場ください。

- ▶ **と き** 2月15日(土) 午前10時～午後4時30分
- ▶ **と ころ** 刈谷市総合文化センター 中央生涯学習センター401研修室（刈谷市若松町2-104）
- ▶ **対 象** 税理士または税理士法人が関与していない納税者  
※土地・建物・株式の売却のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。詳しくは、東海税理士会刈谷支部のホームページをご覧ください。
- ▶ **定 員** 40人（事前申込み優先）  
※当日は、相談会場で午前10時から当日受付の整理券を配布します。
- ▶ **費 用** 無料
- ▶ **申込み・問合せ** 東海税理士会 刈谷支部（☎77-3636）

### 確定申告書の提出箱の設置

確定申告期間中は、確定申告書の提出箱（刈谷税務署行）を市役所税務課窓口前に設置します。（相談や内容の確認はできません。）

#### ▶設置期間

1月30日(木)～3月16日(月)（土・日曜日、祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

※設置期間外の提出は刈谷税務署へお願いします。



▶ **問合せ** 税務課 市民税係（☎95-0116）

### 税理士による無料税務相談所ののご案内

▼ **と き** 2月17日(月)～20日(木) 午前9時30分～11時、午後1時～3時  
※会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

▼ **と ころ** 市役所3階 第2・3会議室

#### ▼対象

①平成30年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）

②①の人のうち、消費税および地方消費税の平成29年分の課税売上高が3千万円以下の課税事業者

③給与所得者および年金受給者

▼ **注意事項** 次の場合は、無料税務相談所をご利用いただけませんので、ご注意ください。

①給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合

②初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合

③65万円の青色申告特別控除の適用を受けられる人のうち、貸借対照表が作成されていないなど青色申告決算書の作成に時間を要する場合

④譲渡所得（土地、建物および株式等を売却）、山林所得または贈与税の申告をされる場合

0116) ▼ **問合せ** 税務課 市民税係（☎95）

### ー確定申告の際にマイナンバーカード申請のお手伝いをしますー

- ▶ **と き** 2月28日(金)、3月3日(火) 午前9時～11時、午後1時～4時
- ▶ **と ころ** 市役所3階 第1会議室
- ▶ **内 容**

確定申告会場の隣で、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。マイナンバーカードは、本人確認の際の身分証として使うことができ、コンビニで住民票等を取得できるなどメリットがあります。

当日、会場でご本人に申請書を記入していただき、その場で申請用の写真を撮影して申請することができます。「申請方法がわからない」「写真を準備するのが面倒」という人はこの機会にぜひマイナンバーカードを作成しませんか。

- ▶ **持ち物** マイナンバー通知カード、印鑑
- ▶ **問合せ** 市民課 旅券庶務係（☎95-0124）



マイナンバー

